

7・6 その他

7・6・1 平成 28 年度 外航労働協約改定交渉

平成 28(2016)年 3 月、外航労務部会と全日本海員組合は 4 年ぶりに労働協約改定交渉委員会(中央交渉)を開催され、第 3 回交渉委員会(3 月 25 日開催)において以下の通り、労使合意に至った。

①協約有効期限 (第 1 条)

協約の有効期限を平成 28(2016)年 4 月 1 日より平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

②年間休日日数 (第 80 条)

組合員の年間休日を 120 日から 121 日とする。

③年間休日の運用 (第 81 条)

休日手当等の計算に使用する賃率分母を 163.5 から 162.5 とする。

※第 81 条の賃率分母の改定により、関連する 124 条(時間外手当)、125 条(夜間割増)、135 条(艀装員の賃金)、(25)確認書(新マルシップ混乗)の賃率分母も改定。

④定年制度に関する協議会の設置

定年制度に関する協議会を設置し、問題の解決へ向けて具体的な協議を行う。

7・6・2 外航労務部会 協議会(安全)の開催

イエメン国内の情勢悪化に伴い、外航労務部会と全日本海員組合で協議会(安全)を開催し、イエメン港内における日本人乗組員の取り扱いに関して確認を行った。

主な確認事項は以下の通り。

1. 会社は、イエメン寄港にあたり、本人の意思により乗船することを希望しない者については、その意思を尊重し不利益な取り扱いは行わない。
2. 会社は、イエメン国内港に着岸中の船舶に乗り込む日本人乗組員に対し、基本給の 10 割相当額を日割計算で手当を支給し、最低 5 日分を保障する。またイエメン国内港に着岸中における障害・死亡給付の給付は協約書第 167 条の倍額支給とする。

7・6・3 外航労務部会 協議会(食料)の開催

外航労務部会と全日本海員組合は協議会(食料)を開催し、参考金額及び正月用潤食費の見直しを行い、以下のとおり改定した。

①平成 27(2015)年度参考金額 10,700 円

②平成 28(2016)年正月用潤食費 4,450 円

7・6・4 外航日本人船員の量的観点からの確保・育成検討会

平成 23(2011)年度に国土交通省が設置した「船員(海技者)の確保・育成に関する検討会」の議論を踏まえ、平成 26(2014)年 12 月 12 日に題記検討会が設置され、検討が開始された。

構成員は、国土交通省海事局、全日本海員組合および当協会で、今年度は第 3 回と第 4 回の計 2 回が開催され、外航日本人船員の現状と海事広報を含む確保育成の取り組み状況を共有した。同検討会は、次年度も検討が継続される。